

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	警察庁
対象事業名	通行禁止道路の通行許可の申請

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
2844	通行禁止道路の通行許可の申請	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	10 万件以上	6,383	未把握	20%	(注)
2892	通行許可証の交付	申請等に基づく処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等					
107671	通行禁止道路の通行許可に対する条件の付与	申請等に基づく処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等					

※ オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(注) 本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末まで

## 2. 対象事業の概要

車両は、警察署長が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 6 条で定めるやむを得ない理由があると認め、許可をしたときは、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）を通行することができることとされている（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項）。

当該許可を受けようとする者は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 の 3 の申請書を通行禁止道路の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならない、警察署長は、許可をしたときは、許可証を交付しなければならない（規則第 5 条第 1 項及び法第 8 条第 3 項）。

また、通行禁止道路の存する場所を管轄する警察署長が許可を与える場合において、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができることとなっている（法第 8 条第 5 項）。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

現在、2 県（埼玉県及び山梨県）においてオンライン申請が導入されている。

より多くの都道府県においてメールによる申請を可能とすべく、警察庁では、令和 3 年 6 月から警察行政手続サイトの運用を開始し、一部の行政手続に係るオンライン申請を導入しているところ、通行禁止道路の通行許可の申請については未導入であり、令和 3 年度中の導入を目指している。

また、本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めており、当該申請に係る手続についても、同システム上での申請を可能とする予定である。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	通行禁止道路の通行許可の申請				
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通行禁止道路の通行許可の申請</li> </ul> <p>通行禁止道路を通行しようとする場合に、当該許可を受けようとする者は、規則別記様式第1の3の申請書を通行禁止道路の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならないこととされている。</p>				
	<p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間総手続件数（全国：令和2年度）：未把握</li> </ul>				
	<p>オンライン利用率（オンライン申請件数／全国の手続件数）</p>				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用率 20%</li> </ul> <p>オンライン利用率＝システム申請件数／全申請件数</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>本格的なオンライン申請システム運用開始から5年後の年度末まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>警察庁では、メール申請を可能とする警察行政手続サイトの運用を令和3年6月から開始し、一部の行政手続に係るオンライン申請を導入しているところ、通行禁止道路の通行許可の申請についても、同サイトを利用したオンライン申請を可能な限り早期に行えるよう検討を進めている。</p> <p>また、警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めており、通行禁止道路の通行許可の申請についても、同システム上でのオンライン申請を可能とする予定である。</p> <p>他の手続のオンライン化の例をみるに、オンライン化未実施の手続が利用率20%に達するまで、通常のペースであればおよそ10年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、本格的なオンライン申請システム運用開始から5年後の年度末までに20%の達成を目指すもの。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	警察行政手続サイトの整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和3年度中に警察行政手続サイトの導入を推進し、令和4年度末までに導入済地域を100%とする。
		【KPI の定義】 警察行政手続サイト導入済地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済みの都道府県を除く。）
	アクション プラン a	【取組内容】 各種関係規定の整備
		【取組期限（期間）】 令和4年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 警察行政手続サイトの運用段階における実務上の課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から本格的なオンライン申請システム運用開始まで
	アクション プラン c	【取組内容】 各都道府県警察の業務に従事する職員への周知
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から本格的なオンライン申請システム運用開始まで

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	本格的なオンライン申請システムの整備・運用
	中間 KPI	【目標】 各都道府県警察における本格的なオンライン申請システムの導入を推進し、運用開始年度の翌年度末までに導入済み地域を 100%とする。
		【KPI の定義】 本格的なオンライン申請システム導入済み地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済みの都道府県を除く。）
	アクション プラン a	【取組内容】 システム整備に向けた各種課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 システム整備等に必要な工数等の調査
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン c	【取組内容】 申請者側、行政機関側双方の業務フローの可視化
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	【目標】 本格的なオンライン申請システム運用開始までにオンライン利用率を3%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数／全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 警察庁ウェブサイト等を活用した広報活動
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から
	アクション プラン b	【取組内容】 各都道府県警察本部や警察署におけるオンライン申請に向けた広報活動
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から
	アクション プラン c	【取組内容】 本格的なオンライン申請システムの使い方に係る Q&A 集の作成・公開
		【取組期限（期間）】 本格的なオンライン申請システム運用開始後

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

## 7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。